



日田市監査委員告示第 11 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監 査 対 象 : 中津江振興局、上津江振興局

措置の内容 : 別紙のとおり

令和6年6月26日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

梅原 竜也

定期監査結果に基づく措置の状況について

監査の結果	措置の内容
【中津江振興局】 ①施設管理について 日田市有財産規則第 18 条の 2 に、「課長等は、その所管に属する土地について、当該土地とこれに隣接する土地との境界を明らかにしておくため、境界標を設置しなければならない。」と規定されている。 中津江振興局の現地監査を実施したところ、一部隣接地との境界において鉋や杭等の設置が不足しており、民有地との境界が不明確となっていた。 市が所有する土地は重要な財産であることから、今後、近隣所有者との立会いを行い、鉋や杭等の設置によって境界を明確にするよう、適切な管理を行われたい。	【中津江振興局】 施設の管理については、日頃から整理整頓や環境美化を行っておりますが、隣接する民有地との境界の一部に鉋や杭等が無く、境界が不明確となっております。 今回の現地監査の後、隣接地所有者の立会いのもと境界の確認を行い、鉋による境界標を設置し、境界が明確になるよう対処いたしました。 今後は、境界の状況や杭等を随時確認するなど、適切な管理に努めてまいります。

監査の結果	措置の内容
【上津江振興局】 ①建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項について 地方公共団体が締結する建設工事請負契約については、手続的な面において地方自治法施行令をはじめ、日田市契約規則や日田市会計規則等によって公法上の制限が加えられており、事務の適正な執行の確保に努め、処理を行っている。 上津江振興局における、公共工事の事務の執行状況を確認したところ、契約手続きについては適正な処理を行っているものの、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく知事への対象建設工事の通知が行われていなかった。 資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的に制定された建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の重要性を認識するとともに、法令を遵守し事務の適正な執行に努められたい。	【上津江振興局】 建設工事に係る資材の再資源化等に関する事項については、ご指摘のとおり、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条に基づく知事への対象建設工事の通知を行っていませんでした。この原因は、関係法令に関する認識不足によるものです。 今後、職員に対しても改めて法令等の順守を周知、徹底し再発防止に努めてまいります。